

2017年度私大関連予算案に対する抗議声明

2017年2月28日

日本私大教連中央執行委員会

政府は2017年度予算案において、私立大学等経常費補助（私大助成）を前年度同額の3153億円計上した。私たちは減額とならなかったことをけっして評価することはできない。なぜなら、政府が私大助成を長期にわたり抑制・削減してきたために、私立大学等の経常的経費に対する補助割合が10%を割り込むという極めて低い水準に陥っている状況にあるとともに、私大助成の予算内容が基盤的経費をさらに削減し、競争化・重点化をいっそう推し進めるものとなっているからである。このような予算編成を継続する政府に対し、私たちはこれを強く糾弾する。

1. 私大助成一般補助の減額と重点予算化に強く抗議する

① 2017年度予算案のとりわけ重大な問題は、またもや一般補助を削減していることである。一般補助は「大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援」（文部科学省）することを目的とし、教職員数や学生数などの定量的基準によって算定される補助であり、私大助成制度の根幹をなすものである。それを政府は6年間連続で合計123億円もの額を削減してきた。しかも2016年度予算・2017年度予算案と続けて、補助総額は前年同額としながら、一般補助の削減分をそっくり特別補助に移し替えるという予算編成を行っている。政府はその理由として、「改革に取り組む大学等に対し重点的に支援を行う」「メリハリのある配分を徹底する」（財務省）ことを挙げている。即ち、この数年来、政府が採用している私大助成政策は、日本の高等教育の7割以上を担う私立大学の教育研究活動の基盤の安定と質向上を図ろうとするものではなく、すべての私立大学にとって根幹となる予算を究極まで削減し、重点配分予算に付け替え、政府が要求する「改革」に誘導し、競争・淘汰を促進する政策に他ならない。

② その最たるものが、2013年度予算から私大助成の新たな配分枠組みとして導入した「私立大学等総合改革支援事業」である。これは、「高等教育全体の質の向上、特色化」を推進するとの名目で、文科省が提示する「各タイプ」ごとの「改革」メニューに沿った取り組みを点数化し、上位の大学を選定して「経常費・設備費・施設費を一体的に」重点配分するという枠組みである。選定された大学には、一般補助の教員経費・学生経費の10%程度を上乗せ配分し、特別補助については点数に応じた一定額を上乗せ配分するというものである。

この「事業」による私大助成の増額配分予算は年々拡大を続けており、そのうち一般補助の増額配分予算も2013年度69億円から2016年度95億円へと大きく引き上げられている。2017年度予算案では当該事業予算として176億円（前年比9億円増）を計上し、新たに「プラットフォーム形成」という「タイプ」を設け、「複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進める」私立大学グループを支援するとしている。

政府はこの間、一般補助総額を削減するのみならず、その上さらに一般補助配分における「メリハリ」強化を着実に実行しているわけである。定量的基準に基づき算出する一般補助に、こうした重点配分の枠組みを持ち込むことは、私大助成制度の理念に明らかに反するものであり、私たちは同事業を直ちに撤廃することを強く要求する。

③ 各私立大学が教育研究の質の向上、学生の修学環境の充実・改善を図ろうとすれば、多額の原資を要する。そのため私立大学全体の経常的支出は年々膨張を続けている。一方、18歳人口の減少等を背景に、とりわけ私立大学の圧倒的部分を占める地方の中小規模大学の経営状況は年を追って厳しさを増している。勤労世帯の年収が長期低下傾向となっている雇用情勢において、大学運営に必要な経費のほぼ全額を家計負担に求めることは限界に達している。私大助成の予算は一向に増やさず、根幹である一般補助は削減し、重点化・競争化を推進する政策は、私大の教育研究の質向上に資するどころか、私大全体の教育研究基盤を弱体化させる政策であると言わざるを得ない。私大助成の予算額は国立大学法人運営費交付金のそれと比して、学生一人あたりで13分の1と極めて貧困である。政府は、少なくとも「大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費」に対する補助予算を国立大学並みに引き上げることを目標として、私大助成の増額を図るべきである。

2. 各大学が実施している授業料減免事業等に対する予算を抜本的に拡充すべき

2017年度予算案では、特別補助において措置されている「経済的に就学困難な学生に対する授業料減免等への支援」予算は、102億円（対前年度16億円増）が計上された。文科省はこれにより、対象者数を約4.8万人から約5.8万人へと1万人程度増加できると試算している。この伸び幅は近年で最も大きいものであり、その限りでは評価するものであるが、これでも学生総数に占める割合は3%にも満たず、一人当たり平均補助額はわずか17.3万円ではない。一方、国立大学については333億円（対前年度13億円増）が計上され、対象人数は約6.1万人（対前年度2千人増）、学生総数に占める割合は約10%、一人当たり額は54.6万円となっている。私大への補助予算は対象人数、一人当たり額ともあまりに小さく、同じ大学生でありながら私立大学生が合理性のない不平等な状態に置かれたままとなっている。

予算額があまりに少ないために、私立大学で授業料減免を実施すれば多額の原資が必要となり、各大学の財政余力によって減免対象者数や減免基準が左右され、私立大学間の格差を生む原因となっている。さらには、政府がこの間、経常費補助を増額しないまま、パイの切り分けを変えて学費減免事業への補助額を拡大する予算編成手法を継続していることも重大な問題である。そのような手法で、私学振興助成法がうたう私立大学の教育研究の向上も学生の学費負担軽減も図ることができないことは自明である。

学生自身に何ら責任がないのに不公平を被っている事態は一刻も早く解消されなければならない。そのためには、経常費補助という助成事業とは別枠で私立大学生授業料減免事業予算を計上し、経済的困難を抱える私立大学生の誰もが、国立大学の学生と同等水準の授業料減免を受けられるよう抜本的に事業等の拡充する必要がある。

3. 給付型奨学金の拡充と公的奨学金制度のいっそうの改善の必要

① 政府は、「経済的理由により進学等を断念している者の進学を後押しする」ことを目的とした給付型奨学金を創設することを決定した。2017年度については、私立・自宅外生と児童養護施設退所者等を対象に月額4万円などを給付するとして、予算案に70億円を計上した。これにより私立・自宅外生約2,200人、社会的養護を必要とする学生等約600人に給付することが見込まれている。2018年度以降は対象を拡大し、私立・自宅生と国立・自宅外生に月額3万円、国立・自宅生に月額2万円を給付し、対象者を進学者2万人とするとしている。文科省は、全学年に導入した際の予算規模は約220億円と試算している。

私たちを含む多くの関係者の長年にわたる運動によって、ようやく日本でも給付型奨学金が創設されることは重要な前進である。しかし、あまりに乏しい制度設計であると言わざるを得ない。第一に給付額があまりに少額であること、第二に給付対象が非常に狭く対象者数が小さすぎること、第三に現在の在學生を対象としていないこと、第四に給付対象者数を高校に割り振り、学習成績や課外活動の成果によって学校長が推薦するとしていることなど、あまりに多くの問題を有している。

文科省は、住民税非課税や生活保護の世帯、児童養護施設などの子どもの人数を1学年で約16万人、うち6万人程度が大学などへ進学すると推計している。なぜ政府は対象者数を2万人と設定するのかまったく理解できない。また、家庭の所得格差と学力や意欲の格差が相関していることは各種調査で明らかにされており、厳しい「学力・資質要件」を課して対象者を絞ることを前提とすれば、経済的に厳しい家庭の若者の大半に対し大学進学之梦をもつなというに等しい。

私立大学の初年度納付金は文科系で平均115万円、理科系で150万円、医歯系では460万円にも及ぶ。私立大学の奨学金受給者は無利子・有利子合わせて1学年あたり約23万人、入学者数の約半数に上る。東京私大教連の「家計負担調査」では、自宅外生への仕送り額は11年連続で過去最低額を更新し続けており、2015年度調査結果によると仕送り額から家賃を除いた残額は1日当たりわずか850円でしかない。多くの私立大学生が、奨学金を借りたにしても相当のアルバイトをしなければ学生生活を送れない状況に置かれている。さらに、自宅外生が有利子奨学金の最大額12万円（2016年度）を4年間借りれば、総額は576万円にも達する。卒業と同時にこれほど多額の借金を背負い、厳しい雇用情勢の中で毎月2万5千円以上の額を20年間返済し続けなければならない状況は異常というほかない。

こうした状況に照らせば、対象者を非課税世帯などの低所得者層に限定し、わずかな額を給付する制度設計はあまりに不十分であり、経済的に厳しい状態に置かれている多くの若者に大学教育を受ける機会を保障するものとはなり得ないことは明らかである。給付型奨学金を創設するに当たって、その財源をどこから捻出するのかという議論が取り沙汰されているが、2017年度の防衛関係予算案は対前年比710億円もの増額となる4兆9千億円を計上していることをみても、財源がないなどという議論は極めて恣意的である。政府は諸外国と比して圧倒的に貧困な奨学金制度の抜本的改善を火急の課題と位置づけ、それにふさわしい予算措置を行うべきである。

② 政府は来年度予算案で、無利子奨学金貸与人員を 51 万 9 千人に引き上げ（対前年度 4 万 4 千人増）、無利子奨学金の受給基準を満たしながら貸与を受けられない「残存適格者」を解消する方向を打ち出した。また来年度進学者から、低所得世帯については成績基準を撤廃することを決定している。これらの施策は日本私大教連の政策要求と合致するものだが、来年度予算案の有利子奨学金貸与人員は 81 万 5 千人となおも無利子奨学金を大きく上回っている。無利子奨学金の貸与基準（家計基準、成績基準）を緩和し、貸与人員をさらに大幅に引き上げるべきである。

また来年度から「新たな所得連動返還型奨学金制度」が導入され、年収 144 万円以下の場合返還月額 2,000 円、年収 144 万円を超えた以降は所得の 9%を返還額とすることなどが決定された。従前の所得に関わりなく定額を返還する方式に比べれば、返還負担が緩和されるという点に限れば改善と言えるが、何よりもすでに貸与を受けている学生には制度が適用されないのは非常に問題である。また、非課税世帯にまで返還を義務付けることや、死亡などで返還不能になるまで何歳になっても返還が継続することなど大きな問題を残している。直ちに見直す必要がある。なお、さらに返還負担が重い有利子奨学金については、所得連動返還制度を適用するかの検討自体が先送りにされている。制度適用に向けた検討を直ちに開始すべきである。

日本は 2012 年 9 月、国際人権規約の高等教育の「漸進的無償化」条項に対する留保を撤回したにもかかわらず、それから 4 年以上が経過してもなお「無償化」に向けた具体的計画をまったく示していない。過重な高等教育費私費負担を軽減するための総合的施策の実施計画を可及的速やかに立案し、具体化することを強く要求する。その際、喫緊の課題として、極めて過重となっている私立大学生の学費負担を軽減するために、給付型奨学金を大きく拡充するとともに、学費を引き下げるために私大助成を増額することや、私立高校で実施されている就学支援制度を私立大学にも拡大することなど、総合的な施策を実施することを強く要求する。